

新食品表示制度のポイント(イメージ)

案

食品表示に関係する3法を一元化し、食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保という、より一般的・包括的な目的をもつ食品表示法(仮称)を新たに定めることによって、現行の制度的な課題を解決し、食品表示制度の充実・強化を実現。

法律レベル

食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、表示部分を一元化

- 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大
- 【現行】各法律の目的に応じ、公衆衛生(食品衛生法)、品質(JAS法)及び栄養(健康増進法)に関する表示
- 【新制度】食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大(食品表示法(仮称))
- 複数の法律、下位法令に表示のルールが規定されていること、同一表示事項について複数の法令でルールが定められていることなど、複雑でわかりにくい ⇒ 一本化して体系を整備、用語も統一

栄養表示の義務化

- 原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け
～全ての事業者に表示基準の遵守義務を拡大

是正措置及び執行体制の整備

- 行政措置(指示等)の対象範囲の拡充
- 調査権限規定の整備(帳簿書類などの提出等)
- 執行体制の整備(検討中)

申出制度の対象の拡大

- 現行、「品質に関する表示」が適正でないため一般消費者の利益が害されている場合には、内閣総理大臣等に対して適切な措置をとるべきことを求めることができる(JAS法申出制度)こととされているが、申出の対象をすべての表示に拡大

表示基準(内閣府令・告示)レベル

- 法律毎に定められている表示基準を整理・統合(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない)
- 食品表示の文字のポイント数を拡大
～ 表示基準の整理・統合に併せて表示方法の見直し等を行い、表示スペースを確保することにより、原則として現行の表示内容を維持しつつ、文字のポイント数を拡大
- 加工食品の原料原産地表示は、法案成立後、新たな検討の場で検討
※ 当面は、消費者基本計画(対象期間:22～26年度)や食料・農業・農村基本計画(対象期間:22～26年度)に基づき、対象品目を着実に拡大
- 遺伝子組換え表示は、法案成立後、新たな検討の場で検討
※ 当面は、消費者基本計画に基づき、表示義務の拡大について検討

食品表示一元化法に関する当面のスケジュール(イメージ)

新法の施行

新法の施行準備

法案検討

- 法案に盛り込まれる各種規定の検討
- 食品衛生法、JAS法及び健康増進法(計200箇条以上)中の関連規定の整備
- 上記3法以外の表示関係法令整備の要否の検討 等

法案提出・審議・成立

施行準備

- 新たな表示基準の制定
～ 現行の3法に基づく表示基準(60本程度)の整理・検討
- 栄養表示義務化に関する細目(表示対象となる栄養成分等)の検討 等

- 栄養表示の義務化に向けての環境整備

計算値方式導入の検討等

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い

実態調査、事業者ヒアリングの実施 等

新たな検討の場での検討

- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い

国内・諸外国における表示ルールや表示実態の調査 等

新たな検討の場での検討

- 加工食品の原料原産地表示の取扱い

現行制度の下での拡充の実施 (品質表示基準の見直しによる対象品目の追加検討)

国内・諸外国における表示ルールや表示実態の調査 等

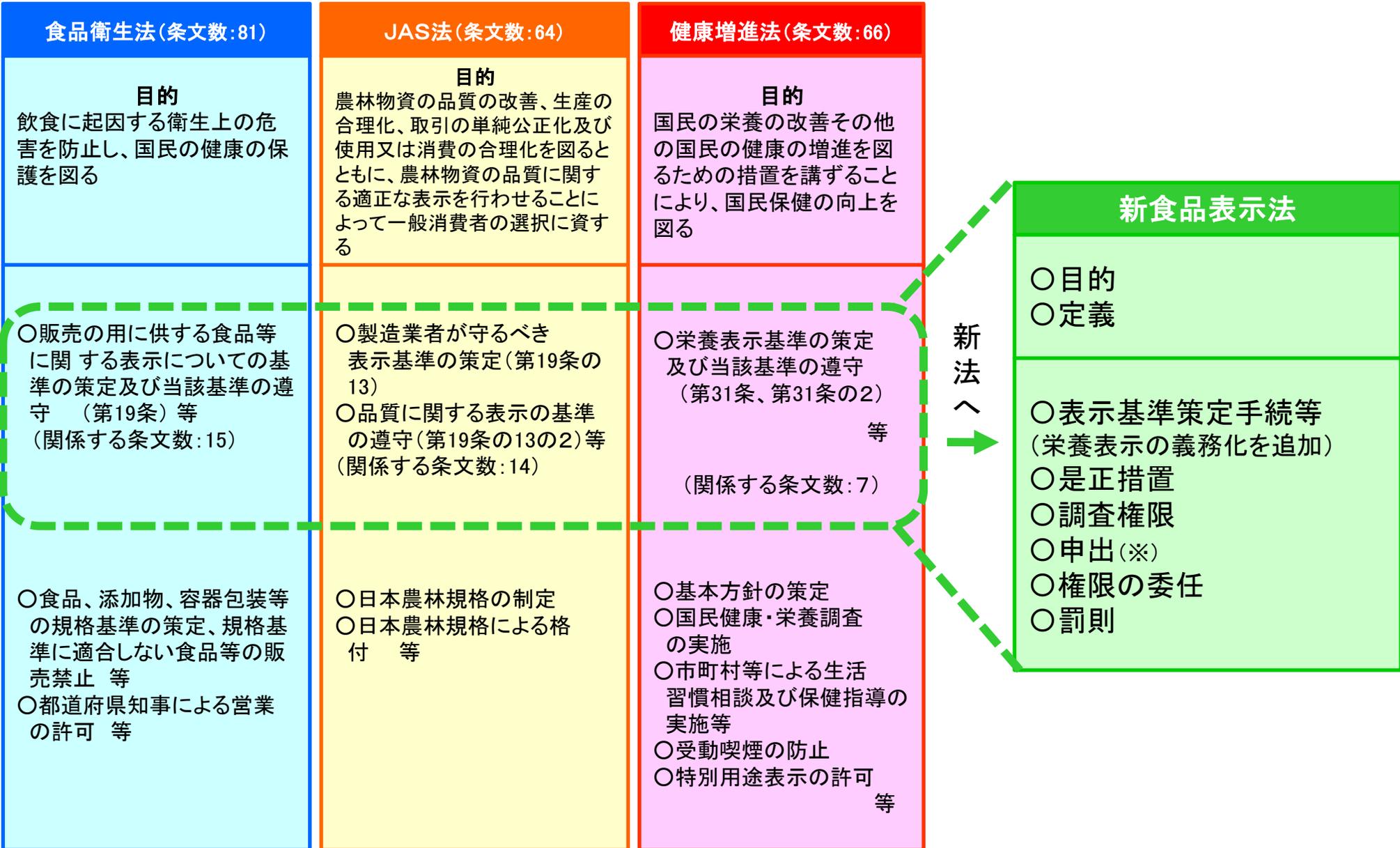
新たな検討の場での検討(対象品目の選定2要件の見直し等)

実施

今後の検討課題

※ 準備が整ったものから、順次、検討開始

一元化後の法体系(イメージ)



新法へ

(※) 申出制度については、現行ではJAS法のみ規定されている。

新食品表示法制定に伴う表示基準の移行について(イメージ)

- 法律には、事業者が遵守すべき表示基準を定める旨を規定。その中で、栄養表示は、表示基準で定める事項の例示として規定。
- 原料原産地をはじめとする個別の義務表示事項については、現行法令のとおり、府令・告示で規定することを想定。

法律

府令・告示

食品衛生法

内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。(第19条)

表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。(第19条)

JAS法

内閣総理大臣は、飲食物品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食物品の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

(第19条の13)

製造業者等は、品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。(第19条の13の2)

健康増進法

内閣総理大臣は、販売に供する食品につき、栄養表示に関する基準を定めるものとする。

(第31条)

販売に供する食品につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。

(第31条の2)

新食品表示法

内閣総理大臣は、販売する食品について、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原材料、アレルギー物質、保存の方法、栄養成分の量及び熱量、原産地その他表示すべき事項
- 二 ……

(第〇条)

販売する食品につき、製造業者等は、表示の基準に従い、必要な表示をしなければならない。(第〇条)

食品衛生法19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

- ・名称
- ・消費期限、賞味期限
- ・製造所等所在地、製造者等名
- ・添加物(具体的な記載方法)
- ・アレルギー(対象物質)
- ・保存方法 等

この他、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令がある。

加工食品品質表示基準(告示)

- ・名称
- ・原材料名
- ・内容量
- ・消費期限、賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国(輸入品)
- ・原料原産地(対象品目)
- ・製造業者等の名称及び住所
- ・表示に用いる文字の大きさ 等

原料原産地表示の対象品目の選定要件^(※)は、共同会議報告書で示されているが、府令・告示には定められていない。

- ※選定要件
- 要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- 要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

生鮮食品品質表示基準(告示)

- ・名称
- ・原産地 等

遺伝子組み換え食品に関する品質表示基準(告示)

- ・表示の対象となる品目、表示方法 等
- その他、個別品質表示基準(49本)がある。

栄養表示基準(告示)

- ・栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム等)の量及び熱量並びにその表示方法
- ・栄養成分の高い旨、含む旨、強化された旨、含まない旨、低い旨、低減された旨の表示をする場合の基準 等

食品表示基準(仮称)(府令又は告示)

- ・名称
- ・原産地(生鮮食品)
- ・原材料名
- ・アレルギー(対象物質)
- ・遺伝子組換え表示(対象品目、表示方法)
- ・添加物(具体的な記載方法)
- ・内容量
- ・消費期限、賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国(輸入品)
- ・原料原産地(対象品目)
- ・事業者の名称及び所在地
- ・栄養成分及び熱量並びにその表示方法(対象成分)
- ・表示に用いる文字の大きさ 等